

キャリアコンサルタント養成講習受講の皆様 合格したらまず登録しましょう！

■ キャリアコンサルタント試験に合格された方の登録申請について

登録申請の手続き等の詳細は、指定登録機関の運営する公式サイト「**国家資格キャリアコンサルタントWebサイト**」でご確認ください。

<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/n/entry.html>



キャリアコンサルタントWebサイト



登録申請を行うためには、**学科試験及び実技試験両方の合格**が必要です。

(経過措置対象となる試験に片合格しており、もう片方の試験に今回合格した場合も登録申請可能です。)

※キャリアコンサルタント養成講習を受講された方のうち、専門実践教育訓練給付金の手続きをされた方へ資格取得等をしたことによる専門実践教育訓練給付金の追加給付の手続きには、キャリアコンサルタント登録証が必要です。登録申請から登録証交付までは2か月程度要しますので、お早目の申請をお奨めします。

◆ 申請方法

必要書類などの詳細は、**合格通知書**をご用意の上「**国家資格 キャリアコンサルタントWebサイト**」の「**キャリアコンサルタント試験に合格された方の登録申請について**」をご確認ください。

https://careerconsultant.mhlw.go.jp/n/entry_exam.html



キャリアコンサルタントの登録申請は、以下のページより受け付けます。

<https://careerconsultant.mhlw.go.jp/Exam/MyPageNewEntry>



登録申請はこちら



メールアドレス

メールアドレス (確認)

合格番号 (学科)

合格番号 (実技)

生年月日 年 月 日

画像を交換

※画像と同じ文字を、半角文字でスペースを空に入力せずに横括弧で入力してください。
※画像の文字が読めない場合は、「画像を交換」をクリックしてください。すべてが読める文字が表示されたところで入力してください。

登録したら「キャリアコンサーチ」で情報公開

キャリアコンサルタントとして登録が完了したら、**キャリアコンサーチ**で情報公開しましょう。

「キャリアコンサーチ」は、キャリアコンサルタントと企業や個人等のご利用者とのマッチングを支援する検索システムです。

国が進める施策や企業等からのお仕事の依頼が増加しています。

[キャリアコンサーチの詳細はこちら→](#)



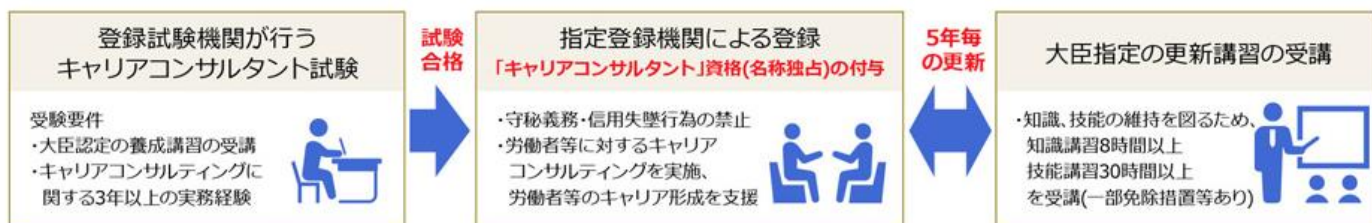
平成 28年（2016年）4月より、職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家として「キャリアコンサルタント」が**職業能力開発促進法**に規定されました。

- キャリアコンサルタント試験に合格し、「登録」を行うことでキャリアコンサルタントになることができます。
- キャリアコンサルタントには守秘義務が課せられ、個人情報や相談内容などの秘密が法律上守られます。
- キャリアコンサルタントでない人は「キャリアコンサルタント」やそれと紛らわしい名称を名乗ることはできません。
- キャリアコンサルタントは5年ごとに更新を行い、最新の知識・技能を身につける必要があります。

「キャリアコンサルタント」を名乗るには キャリアコンサルタント名簿に登録することが必要です

<職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の19>

◆ キャリアコンサルタント登録の概要



厚生労働省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consulting.html

キャリアコンサルタント試験
学科試験、実技試験
それぞれに合格

キャリアコンサルタント名簿
への登録手続き
キャリアコンサルタント登録証の交付

キャリアコンサルタント
として活動
更新講習の受講・
5年毎の更新手続き

「キャリアコンサルティング技能士」との関係

「キャリアコンサルティング技能士」とは、キャリアコンサルティング技能検定（国家検定）に合格した方をいいます。キャリアコンサルティング技能検定では実務経験年数が受検要件として設定されており、キャリアコンサルティング技能検定が求める能力水準は、キャリアコンサルタント試験が求める能力水準の上位に位置づけられます。具体的には、キャリアコンサルティング技能士1級は指導レベル、2級は熟練レベルとして位置づけられています。キャリアコンサルティング技能検定試験は、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会が、厚生労働大臣から指定試験機関としての指定を受けて実施しています。

厚生労働省HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188839.html>

「キャリアコンサルタント」名称独占について

職業能力開発促進法に規定されたキャリアコンサルタントでない方は、「キャリアコンサルタント」又はこれに紛らわしい名称（※1）を用いることができません。これに違反した者は、30万円以下の罰金に処せられます。

（※1） 紛らわしい名称としては、「キャリア・コンサルタント」、「キャリアコンサルタント〇〇（キャリアコンサルタント専門士等）」、「キャリア〇〇コンサルタント（キャリア形成コンサルタント等）」、「〇〇キャリアコンサルタント（職業キャリアコンサルタント等）」、「〇〇キャリアコン（標準キャリアコン等）」、「キャリアコンサル」等があげられます。

厚生労働省HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198324.html>